

平成26年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子・高齢化の急速な進行や働き方などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死・孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法等の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっています。

そのような中、五霞町社会福祉協議会では、だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの進展のため、五霞町地域福祉活動計画に基づき、町民の皆様、行政、県社会福祉協議会を含めた関係機関との協働、地域との連携を強化し、現状の福祉ニーズに適切・迅速・柔軟な対応を進め、更なる地域福祉の充実に向けた各種事業に、重点目標とともに取り組んでまいります。

2. 重点目標

1. 地域福祉の拠点づくり

五霞町より指定管理を受ける、福祉センター「ひばりの里」の管理運営を行うとともに、各種福祉サービスの情報の提供や福祉活動の場としてのボランティアコーナーや会議室の貸し出し等を行うことにより、福祉活動の推進を図る。

2. 相談窓口の充実化

心配ごと相談、介護相談をはじめ、地域ケアサービスや地域包括支援センター、生活福祉資金など、社協の行う福祉事業によって個々の抱える様々な問題、課題について関係機関との情報を共有化し、その解決に向けての連携強化を進める。

3. 介護サービスの充実、人材の育成

介護保険指定サービスの事業所として、利用者のニーズに沿った、利用者本位の良質なサービスの提供に努める。
介護職員初任者研修講座を開催し、町の介護を担う人材の育成を図る。

4. 福祉活動の財政運営の適正化

事業を行う上で貴重な自主財源となる社協会費について、会員サービスの周知とともに更なる理解と協力を求める。
赤い羽根共同募金、善意銀行等の用途についてのより分かりやすい周知を図ることにより、協力を求める。
支出については、事務事業の必要性、費用対効果を考え、事業の見直し等によるコストの削減を図るなど、一層の創意と工夫をもって効率的かつ効果的な財政運営に取り組む。
新会計基準移行により、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握する。

5. 組織体制の強化

災害ボランティアセンター運営手法や会計など職員間研修の実施、充実を努め、資質の向上を図る。
地域ケアシステムと地域包括支援センターの連携を強化し、地域包括ケアの体制づくりを進める。

3. 実施事業

【社会福祉事業】

【法人運営事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

- ①理事会・監事会・評議員会の開催
- ②会員の加入促進
- ③会員サービスの利用促進・周知
- ④広報活動 社協の活動を知ってもらう。 組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設
社協だより 年2回 7月号、3月号
社協旬報 年6回 4・5月号 6・7月号 8・9月号 10・11月号 12.1月号 2・3月号
ホームページの運営 <http://www.goka-syakyo.or.jp/>

(2) 社会福祉協議会事業・活動

- ①ひとり暮らし高齢者等配食サービス
- ②ひとり暮らし高齢者等給食サービス
- ③訪問福祉美容
- ④健康福祉まつりの開催
- ⑤各種活動
 - 入れ歯回収ボックス 設置箇所 福祉センター、五霞町役場
 - エコキャップ活動 設置箇所 福祉センター、五霞町役場、中央公民館、B&G海洋センター
植竹商店、セントラル産業、東昌寺

2. 共同募金配分事業

(1) 老人福祉活動

- ①在宅福祉援助活動
 - (a) 友愛訪問
外出困難な方の自宅に各行政区の老人クラブ会員が慰問品持参のうえ訪問。
 - (b) 訪問福祉美容助成
一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪をカットする。(年3回)
 - (c) 布団クリーニングサービス
寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団の洗濯・乾燥・消毒サービスをする。

- (b) ひとり暮らし高齢者等配食サービス
一人で食事を作ることが困難な高齢者等に、昼食を配達し、安否の確認も行う。
(毎月第2・第4水曜日)
- (e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス
普段外出することの困難な高齢者等に食事を提供し、コミュニケーションを図る場を提供する。(年1回)

②社会参加活動

- (a) 老人クラブのスポーツ活動振興、研修
- (b) 老人大学運営事業

③団体援助活動

- (a) 老人クラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内のゲートボール場や農村公園等へのベンチの設置助成金

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、手をつなぐ父母の会等への助成。

(3) 児童、青少年福祉対策

- ①公園遊具整備事業
各行政区で設置されている子供の遊び場・遊具の補修・整備費を助成する。
- ②団体援助活動費
 - (a) 子供会育成会の助成金
 - (b) 青少年相談員協議会の助成金

(4) 福祉育成・援助活動

- ①法外援護事業 行路人援護、災害見舞金等
- ②AEDの設置

(5) ボランティア活動育成事業

- ①ボランティア連絡協議会の補助
- ②団体育成費
- ③ボランティア協力校の助成 (小学校2校、中学校1校)

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員等の調査、協力により、町内の福祉サービス対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）へ、配分委員会による慎重な配分に努め、新たな年を迎える時期に、皆が安心して暮らすことが出来るよう役立てる。

3. 健康福祉まつり事業

ボランティア連絡協議会及び行政各分野との連携を図り、住民を主体の参加団体で結成された実行委員会を中心としたイベント運営を目指す。

周辺市町の関連情報を収集する等、更なる創意工夫で、関係者以外にもっと足を運んでもらえるよう、内容や広報等の工夫を図る。

4. 心配ごと相談事業

現代社会における多様な問題の解決に向けて、関係機関との相談体制を基盤とし、悩みをもった住民に対しての相談窓口としての広報活動への更なる周知を図る。

※一般相談・・・毎月第2・第4火曜日・午後1時30分より4時まで相談室において実施する。

※法律相談・・・毎月末の火曜日・予約制により午前9時より相談室において弁護士の協力を得て実施する。

5. 善意銀行運営事業

住民の方や企業、団体等から寄せられた資源をもとに各種地域福祉事業に活用する。

使用済み切手やベルマークは、県社協や町内の保育園・幼稚園に届け、必要な活動に使用してもらう。また寄付金等は、善意銀行運営委員会にて意見を交換を行いながら、小口資金貸付事業や防災用品、福祉用具貸与事業の備品整備等に使用する。

6. 福祉用具貸与事業

寝たきりの高齢者や身体に障がいのある方、また、怪我等により日常生活上、福祉用具を必要とする方に対して貸し出しを行なう。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急時の依頼に対しても対応する。また、利用後の補修・衛生管理にも気を配り、快適性を追求していく。

7. 生活福祉資金貸付事業

茨城県社会福祉協議会の貸付業務窓口として、資金の貸付けと相談援助により、安心した生活を送れるようにすることを目的としている。

資金を利用になる方の立場に立って常に親身になって相談に応じ、県社協担当部署と密接に連絡を取り合い、様々な解決方法を模索しながら貸付に向けて糸口を探っていく。また、貸付世帯が自立と更正を目指し、安定した生活を取り戻すため、担当行政区の民生委員の支援と協力により事業を展開するとともに、償還に対しても本人や関係機関と相談をしながら積極的に携わる。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業

利用者の能力に応じた活動として、生産活動、リサイクル活動及び施設外活動を実施する。
生産活動では牛乳パック製品・布製品の制作、リサイクル活動はアルミ缶のリサイクル、施設外においては清掃・売店の販売・仕入れ、福祉センター内喫茶手伝い等を行っていく。
また健康管理及び体力の増進、日常生活訓練を目的に体操・ダンス、ウォーキング等と入浴指導、清潔訓練、口腔ケアも継続する。
更に、職員の知識を深めるための研修及び利用者家族の施設見学等を実施するとともに、他事業所との交流を行い業務啓発に取り組む。

【受託事業】

1. 地域ケアシステム推進事業

要援護者の方が安心して暮らせるように、医療、保健、福祉関係者や地域包括支援センターとの連携を強化して、対象者の掘り起こしと啓発を継続する。さらに必要なサービスにつなげるように活動を推進していく。

2. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域の方々への情報発信を行い、社会福祉の増進を目的とした会議やボランティア団体の会合の場として運営を図る。年間を通じ、施設の節電や節水等に努め、費用の削減を図るとともに環境に配慮した運営をする。
アンケートの活用により、ニーズを把握し、利用しやすい環境づくりに努める。

3. 在宅福祉サービスセンター運営事業

広い分野の協力会員の募集活動の推進や介護保険制度のサポート機能を担うために、ケアマネジャー・ホームヘルパー・地域包括支援センター・地域ケアシステム等の福祉機関との連携強化を図る。
事業のサービス向上のために、協力会員同士の定期交流を実施し、また在宅福祉サービス県連絡会主催の講習会にも積極的に参加する。
五霞町コミュニティ交通バスと、当事業の有償運送との共存に向けた事務調整も、関係機関と円滑に進めていきたい。

4. 日常生活自立支援事業

実施主体の県社協より事業の一部を担当する基幹的社協として、関係機関との連携を深めることに留意し、事業の周知を図る。

認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力に要支援課題が生じて日常生活を営む上で支障があり、かつ親族等の支援を受けることが困難な方に対して、日常生活の金銭管理等（法律行為以外）を行うサポート業務であるが、町民の安心した生活を実現に向けて事業を進める。

【公益事業】

[介護保険事業]

1. 指定居宅介護支援事業

利用者が住み慣れた地域で、その人らしく生活を営むために必要な保健医療サービスや福祉サービスがスムーズに利用できるように利用者・家族とサービス提供事業者や保険者、主治医等との連絡調整を適切かつ効率的に行う。

また、地域性や個別性を取り入れたケアマネジメントを中立公正な立場で援助するために、法令順守などの研修に積極的に参加し、各介護支援専門員の資質の向上に努める。

介護支援専門員4名体制であるので、介護支援専門員間の情報交換を多く持ち、各関連機関との連携を図るとともに相談しやすい環境を作り（月2回介護相談）、新規利用者が増えることを目指していく。

2. 指定訪問介護事業

(1) 指定訪問介護事業

地域に密着した事業所として「元気に・明るく・笑顔で」のキャッチフレーズのもと、多くの利用者が安心してサービスを受けられるよう、個々のニーズに沿ったサービス提供を今後も目指す。

平成25年度から日・祝日営業を開始したが、更なる利用者増のために啓発活動と登録ヘルパー増員のための就職説明会参加等を行い、今後も収入増を目指す。

全ての介護職員の能力を向上し、適切な対応ができるように毎月研修の機会を設ける。

地域福祉活動の増進と福祉人材の育成等、家庭や介護現場での即戦力として介護職員初任者研修講座を開催する。社協の登録ヘルパーとして活動していくことにより町内の福祉の活性化を図る。

(2) 居宅介護事業

障がいのある方が、住み慣れた地域で、日常生活を送れるよう支援する。

職員は質の高いサービスを実施できるように研修の機会を設けていく。

(3) 障害者移動支援事業

積極的に社会参加することにより「選択の自由」が得られるとともに精神的安定を図り、利用者個人の生活の維持向上へと繋げられるように安全に目的地までの移動支援を行う。

(4) あったかサービス事業

介護保険から自立された方や介護保険限度額をオーバーされた方に、在宅での生活で不自由、不便なところをサポートしていきたい。

3. 指定通所介護事業

介護職員の知識等のスキルアップに努める。また、さらに活気ある雰囲気作りを模索し、いきいきとした日常生活が送れるよう支援する。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着した質の高いサービスを提供するため、ボランティアの受入や新たなサービスを取入れ、利用者の拡大に努める。

4. 地域包括支援センター事業

一般高齢者には、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう介護予防の重要性を啓発し、一次予防「元気はつらつ倶楽部」や二次予防事業「ぴんしゃん教室」「元気アップ教室」を通じ、健康維持のために活動を継続するよう支援する。

予防給付対象者（要支援1・2）には自立支援のためのケアマネジメントにより、関係機関と連携をとり支援する。

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の尊厳ある生活を支援する。

また、町民の多様なニーズに対して、保健・医療・福祉等各種サービスが包括的かつ継続的に提供できるように地域ケアシステムと連携し、地域包括ケア体制づくりを推進していく。